



山梨労働局発表  
平成29年11月27日

## 山梨県特定最低賃金が変わります！（その2）

（山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は18円引上げて869円に）

- 1 山梨労働局（局長 木幡 繁嗣）は、平成29年11月27日、下記のとおり、山梨県特定最低賃金（「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」）の改正決定を行い、本日付け官報に公示した。

山梨県特定 最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	時間額 869円	効力発生日 平成29年12月27日
	自動車・同附属品製造業	時間額 875円	効力発生日 平成29年12月15日

- 2 山梨労働局では、山梨地方最低賃金審議会より、特定の業種である「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に適用される最低賃金額に係る答申を受け、10月26日、最低賃金法第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）により答申内容の要旨を公示した。

今回、締め切り日である11月10日までに異議の申出がなかったため、山梨地方最低賃金審議会答申どおり1時間当たり18円引上げて869円に改正決定し、本日付けの官報に公示した。これにより、上記の最低賃金額が、平成29年12月27日から発効することとなった。

- 3 「自動車・同附属品製造業最低賃金」は平成29年11月15日に官報公示し、平成29年12月15日から875円が適用される。また、特定最低賃金適用者を除く、県内すべての産業・労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、平成29年10月14日から784円が適用されている。（ ）

今後、山梨労働局では、改定される最低賃金額の履行確保を図るため、関係事業者、県、市町村、事業者団体、労働団体及び教育関係機関等に周知、広報依頼を行うとともに、管下労働基準監督署及び公共職業安定所を通じて周知及び履行確保の徹底を図っていくこととしている。

- （ ）山梨県内の事業場においては、各最低賃金の発効日以降、適用除外の者を除き、同金額以上の賃金を支払わなければ、最低賃金法違反になります。（添付資料参照）

# 山梨県の最低賃金

## 1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます。

	最低賃金件名等	時間額	効力発生日
山梨県最低賃金	山梨県内で働く常用・臨時・パートなど全ての労働者に適用されます。但し、下記の2業種は該当する特定最低賃金が適用されます。	784円	平成29年10月14日
特定最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	869円	平成29年12月27日
	自動車・同附属品製造業	875円	平成29年12月15日

## 2 次の手当等は最低賃金に算入しません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当  
臨時に支払われる賃金

時間外・休日・深夜手当  
1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

## 3 特定の許可を受けた者については、最低賃金の減額特例が認められます。

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、地域別最低賃金又は特定最低賃金の減額特例が個別に認められています。

## 4 特定最低賃金の適用の範囲及び適用除外は以下のとおりです。

### 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

適用の範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業 (3)情報通信機械器具製造業  
(4)純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

適用の除外 (1)18歳未満又は65歳以上の者  
(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。)  
(3)次に掲げる業務に主として従事する者  
「業務に主として従事する者」とは、次の から の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。  
清掃又は片付けの業務  
手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務  
手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

### 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

適用の範囲 (1)自動車・同附属品製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所  
(3)純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

適用の除外 (1)18歳未満又は65歳以上の者  
(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。)  
(3)次に掲げる業務に主として従事する者  
「業務に主として従事する者」とは、次の から の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。  
清掃又は片付けの業務  
手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レットル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)  
手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

### (お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鯉沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鯉沢655-50	(0556-22-3181)

# 「業務改善助成金」のご案内

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを促すための制度です。生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

**【支給対象者】** 事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者が対象となります

## 【支給の要件】

賃金の引上げ計画を策定すること(事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる(就業規則等に規定)引上げ後の賃金額を支払うこと(賃金支払実績)  
生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと  
解雇・賃金引下げ等の不交付事由がないこと……など

## 【助成額】

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します(千円未満端数切り捨て)。なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額が定められているのでご注意ください。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
40円以上	7/10	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上	生産性要件を満たした場合は3/4(4/5)	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

## 【生産性向上に資する設備・機器の導入例】

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮  
インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化  
顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化  
専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上……など

詳細は、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご参照ください

(問い合わせ先) 山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851

## 労務改善、経営・業務改善の相談は、最低賃金総合相談支援センターへ！

「山梨県最低賃金総合相談支援センター」では、中小企業事業主の皆さまを対象に、労務改善のみでなく経営・業務改善も含めたワンストップ相談を行っています。ここでは、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家の派遣も無料で行っています。労務・業務改善でお悩みのことがありましたら、お気軽にご相談下さい。

山梨県最低賃金総合相談支援センター(甲府市丸の内2丁目34-1共栄ビル2F) 0120-338-737

## 賃金体系や退職金制度などの賃金相談承ります

「賃金体系を変更したい。」「退職金制度をどうしようか。」「基本給や手当の決め方は？」など、企業からの賃金・退職金制度等に関するお悩み相談を賃金相談員(社会保険労務士)が承ります。

賃金相談日は、原則として毎月第1・第2・第3金曜日(電話予約制)

相談時間は、9時～16時(12時～13時は休み)

相談場所は、山梨労働局4階 雇用環境・均等室(〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11)

相談内容は秘密厳守、また相談費用はかかりません。お気軽にご相談下さい。

(問い合わせ先) 山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851